

令和2年12月
大東市議会
定例会議会議案

条例新旧対照表
(その2)

議案第126号～議案第128号

印刷物番号

2-67

も く じ

・ 議案第 1 2 6 号	大東市債権管理条例-----	2
	大東市後期高齢者医療に関する条例-----	4
	大東市介護保険条例-----	4
	大東東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例-----	6
	大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例-----	8
・ 議案第 1 2 7 号	大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人 員、設備及び運営に関する基準を定める条例-----	1 0
・ 議案第 1 2 8 号	大東市監査委員条例-----	2 4

議案第126号

大東市債権管理条例

大東市後期高齢者医療に関する条例

大東市介護保険条例

大東東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例

主要改正点

- ・ 地方税法の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

新
(大東市債権管理条例)
本則 (略)
附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、次項及び附則第3項の規定は、 <u>令和3年4月1日</u> から施行する。
2 (略)
(延滞金の割合の特例)
3 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u> が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u> とし、年7.3パーセントの割合にあつては <u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u> (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

旧
本則 (略)
附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、次項及び附則第3項の規定は、 <u>平成33年4月1日</u> から施行する。
2 (略)
(延滞金の割合の特例)
3 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)</u> が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>(以下「特例基準割合適用年」という。)</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u> とし、年7.3パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u> (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

新

(大東市後期高齢者医療に関する条例)

本則 (略)

附 則

第1条 (略)

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第3条 (略)

(大東市介護保険条例)

本則 (略)

附 則

第1条 ~ 第3条 (略)

(延滞金の割合の特例)

旧

本則 (略)

附 則

第1条 (略)

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第3条 (略)

本則 (略)

附 則

第1条 ~ 第3条 (略)

(延滞金の割合の特例)

新

第4条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第5条 ～ 第6条 （略）

（大東東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例）

本則 （略）

附 則

1 ～ 2 （略）

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第24条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特

旧

第4条 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第5条 ～ 第6条 （略）

本則 （略）

附 則

1 ～ 2 （略）

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第24条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、

新

例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例）

本則 （略）

附 則

1 ～ 2 （略）

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

旧

年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

本則 （略）

附 則

1 ～ 2 （略）

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

議案第127号

大東市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新

第1条 ～ 第2条 (略)

(6人以上認可外保育施設に係る基準)

第3条 (略)

(1) 施設の主たる開所時間である11時間(開所時間が11時間以内である場合にあっては、当該開所時間。次号において同じ。)において、保育に従事する者の総数は2人を下回ることができないものとし、かつ、当該者の数は、満1歳未満の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上であること。

(2) 施設の主たる開所時間である11時間以外の時間帯において、保育に従事する者の数は、常時2人(保育されている小学校就学前子どもの数が1人である時間帯にあっては、1人)以上であること。

(3) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1以上に相当する数(保育に従事する者が2人以下の場合にあっては、1人以上)の者が、保育士又は看護師(准看護師を含む。以下同じ。)の資格を有する者であること。

(4) (略)

2 前項第1号及び第2号に掲げる基準にかかわらず、1日に保育する小学校就学前子どもの数が19人以下の6人以上認可外保育施設における複数の満1歳未満の小学校就学前子どもを保育する時間帯並びに夜間及び午睡の時間帯以外の時間帯(安全面の配慮が行われた必要最小限の時間帯に限る。)についての必要な保育に従事する者の数は、1人

主要改正点

・子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(6人以上認可外保育施設に係る基準)

第3条 (略)

(1) 保育に従事する者の総数は2人を下回ることができないものとし、かつ、当該者の数は、満1歳未満の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもの保育に従事する場合にあっては当該小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上であること。

(2) 保育に従事する者の総数のおおむね3分の1以上は、保育士又は看護師(准看護師を含む。以下同じ。)の資格を有する者であること。

(3) (略)

新

以上とすることができる。

3 (略)

- (1) (略)
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子ども 1人あたりおおむね1.65平方メートル以上であること。
- (3) ～ (5) (略)
- (6) 便器の数は、満1歳以上の小学校就学前子どもおおむね20人につき1以上であること。

4 (略)

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 前号に規定する場合で、当該建物が次のア及びイのいずれも満たさないものであるときは、第1号から第3号までに掲げる非常災害に対する措置に関する基準に特に留意されていること。

ア ～ イ (略)

(6) (略)

ア (略)

イ 次の表の左欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

階	区分	設備
4階以上	常用	1 (略) 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の <u>屋外避難階段</u>
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項

旧

2 (略)

- (1) (略)
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子ども 1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。
- (3) ～ (5) (略)
- (6) 便器の数は、小学校就学前子どもおおむね20人につき1以上であること。

3 (略)

- (1) ～ (4) (略)
- (5) 前号に規定する場合で、当該建物が次のア及びイのいずれも満たさないものであるときは、第1号に規定する設備の設置及び第3号に規定する訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

ア ～ イ (略)

(6) (略)

ア (略)

イ 次の表の左欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

階	区分	設備
4階以上	常用	1 (略) 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の <u>屋外階段</u>
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項

新

各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

2 （略）

3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外避難階段

ウ （略）

(ア) （略）

(イ) 調理室に調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

エ ～ キ （略）

5 （略）

6 （略）

(1) 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

(2) ～ (3) （略）

7 6人以上認可外保育施設に係る健康管理及び安全確保については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) ～ (5) （略）

(6) 必要な医薬品その他の医療品が備えられていること。

(7) ～ (13) （略）

(14) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練が実施されていること。

(15) 賠償責任保険に加入する等、保育中の事故の発生に備えた措置が講じられていること。

旧

各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

2 （略）

3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ （略）

(ア) （略）

(イ) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

エ ～ キ （略）

4 （略）

5 （略）

(1) 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

(2) ～ (3) （略）

6 6人以上認可外保育施設に係る健康管理及び安全管理については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) ～ (5) （略）

(6) 必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。

(7) ～ (13) （略）

新

(16) 事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事に報告する体制がとられていること。

(17) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。

(18) 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置が講じられていること。

(19) (略)

(20) 提供する保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の交付が行われていること。

(21) (略)

(22) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿等が整備されていること。

（5人以下認可外家庭的保育施設に係る基準）

第4条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下であり、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とするもの（以下「5人以下認可外家庭的保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子ども3人（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合にあっては、5人）につき1人以上であること。

(2) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の長（以下

旧

(14) (略)

(15) 提供する保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。

(16) (略)

(17) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

（5人以下認可外家庭的保育施設に係る基準）

第4条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの人数が5人以下であり、児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とするもの（以下「5人以下認可外家庭的保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数及び資格については、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上であること。

(2) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以

新

「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

2 （略）

(1) （略）

(2) 保育室の面積は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第22条第2号に規定する基準を参酌して、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

3 前2項に定めるもののほか、5人以下認可外家庭的保育施設は、前条第1項第4号、第3項第4号及び第5号、第4項第1号から第3号まで並びに第5項から第7項までの各号に掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同条第3項第5号中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、同条第6項第1号中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。

（複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る基準）

第5条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、保育に従事する者を複数雇用しているもの（以下「複数雇用認可外居宅訪問型保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数は、小学校就学前子ども1人につき1人以上とする。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができることとする。

2 複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る保育に従事する全ての者（採用した日から1年を超えていない者を除く。）は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

3 複数雇用認可外居宅訪問型保育施設は、防災上の必要な措置を講じるものとする。

4 （略）

5 前各項に定めるもののほか、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第4号、第5項第1号から第4号まで及び第6号から第11号まで並びに第7項第1号、

旧

下同じ。）を修了した者であること。

2 （略）

(1) （略）

(2) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

3 前2項に定めるもののほか、5人以下認可外家庭的保育施設は、前条第1項第3号、第2項第4号及び第5号、第3項第1号及び第3号、第4項第1号から第12号まで、第5項第1号から第3号まで並びに第6項第1号から第17号までに掲げる基準を満たすものとする。

（複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る基準）

第5条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、保育に従事する者を複数雇用しているもの（以下「複数雇用認可外居宅訪問型保育施設」という。）に係る保育に従事する者の数は、小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上とする。

2 複数雇用認可外居宅訪問型保育施設に係る保育に従事する全ての者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

3 （略）

4 前3項に定めるもののほか、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第3号、第3項第3号、第4項第1号から第4号まで及び第6号から第11号まで並びに

新

第4号及び第7号から第22号までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同条第5項第2号中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同項第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、実施」とあるのは「保育が実施」と、同項第6号中「施設の長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同条第7項第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同項第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう、保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同項第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同項第19号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。

(その他認可外居宅訪問型保育施設に係る基準)

第6条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設以外のもの(以下「その他認可外居宅訪問型保育施設」という。)に係る保育に従事する者の数は、小学校就学前子ども1人につき1人以上とする。ただし、当該小学校就学前子どもがその兄弟姉妹とともに利用している等の場合であって、保護者が契約において同意しているときは、これによらないことができることとする。

2 その他認可外居宅訪問型保育施設に係る保育に従事する全ての者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

3 その他認可外居宅訪問型保育施設は、防災上の必要な措置を講じるものとする。

4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、その他認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第4号、第5項第1号から第4号まで及び第6号(後段を除く。)から第11号まで(第9号を除く。)並びに第7項第1号、第4号及び第7号から第22号までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同条第5項第2号中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同項第3号中「カリキュラムが設定され、かつ、

旧

第6項第1号、第4号及び第7号から第17号までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同項第1号中「登園及び降園」とあるのは「保育サービスの提供」と、同項第14号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面により提示」と読み替えるものとする。

(その他認可外居宅訪問型保育施設に係る基準)

第6条 法第7条第10項第4号に掲げる認可外保育施設のうち、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものであって、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設以外のもの(以下「その他認可外居宅訪問型保育施設」という。)に係る保育に従事する者の数は、小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上とする。

2 その他認可外居宅訪問型保育施設に係る保育に従事する全ての者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

3 (略)

4 前3項に定めるもののほか、その他認可外居宅訪問型保育施設は、第3条第1項第3号、第3項第3号、第4項第1号から第4号まで及び第6号(後段を除く。)から第11号まで(第9号を除く。)並びに第6項第1号、第4号及び第7号から第17号までに掲げる基準を満たすものとする。この場合において、同項第1号中「登園及び降園」とあるのは「保育サービスの提供」と、同項第4号中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1

新

実施」とあるのは「保育が実施」と、同条第7項第1号中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同項第4号中「採用時及び1年に1回」とあるのは「1年に1回」と、同項第7号中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう、保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、同項第10号中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同項第19号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、同項第22号中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。

旧

年に1回」と、同項第14号中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面により提示」と読み替えるものとする。

議案第128号

大東市監査委員条例 新旧対照表

新
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(監査期間及び通知)</u></p> <p>第2条 <u>法第199条第4項の規定による監査は、毎年度9月から3月までの間にこれを行う。ただし、必要がある場合には、その期間を変更することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の監査その他の監査を行うときは、監査期日の5日前までにその期日を、監査の対象となる市長その他の機関に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(現金出納検査)</u></p> <p>第3条 <u>法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月20日に行う。ただし、その日が大東市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときその他やむを得ない理由があるときは、これを繰り下げることができる。</u></p> <p><u>(公表)</u></p> <p>第4条 <u>監査委員が行う公表は、大東市公告式条例（昭和31年条例第3号）第2条第2項に定める場所及びホームページへの掲示その他監査委員が別に定める方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(監査委員事務局の設置等)</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>事務局職員の任免、分限、服務、給与等に関しては、法令その他別に定めがあるものを除くほか、本市市長事務部局の規定を適用する。</u></p>

主要改正点

- ・監査及び現金出納検査の実施時期並びに監査に関する公表の方法等を変更したこと。

旧
<p><u>(監査委員の定数)</u></p> <p>第1条 <u>本市の監査委員の定数は2人とする。</u></p> <p><u>(定期監査の時期)</u></p> <p>第2条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による監査は、毎年1月よりその年の5月までにこれを行なう。ただし、必要がある場合には、その期間を伸長することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の監査を行なうときは監査期間前遅くとも5日までにその期日を、監査の対象となる市長、その他の機関に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(現金出納検査の例日)</u></p> <p>第3条 <u>法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月20日に行なう。ただし、その日が日曜日又は休日に当たるときは、これを繰り下げる。</u></p> <p><u>(監査結果の公表)</u></p> <p>第4条 <u>監査委員が行なう公表は、大東市報に登載してこれを行なう。ただし、市報により難しいときは、大東市公告式条例（昭和31年条例第3号）第2条第2項に定める場所に、これを掲示して行なうことができる。</u></p> <p><u>(監査委員事務局の設置)</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>事務局職員の任免、分限、服務、給与等に関しては法令その他別に定めがあるものを除くほか本市市長事務部局の規定を適用する。</u></p>

新

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、監査委員の事務執行に関し必要な事項は、監査委員が協議してこれを定める。

旧

(その他)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員の事務執行に関し必要な事項は、監査委員が協議してこれを定める。